

めくれず

逓信公報

號外 昭和十二年十月四日(月曜日)

逓信省

公達

公達第九百九十九號

逓信共済組合事務取扱規程左ノ通定ム

昭和十二年十月四日

逓信大臣 永井柳太郎

逓信共済組合事務取扱規程

第一章 總則

第一條 本規程ニ於テ部局ト稱スルハ電務局、工務局、經理局、貯金局、簡易保險局、電氣試驗所、逓信局又ハ燈臺局ヲ謂ヒ部局長ト稱スルハ當該局、所長ヲ謂フ

部局長ハ各其ノ所管内ニ於ケル組合ノ事務ヲ掌理ス

本規程ニ於テ支部局ト稱スルハ第一項ノ局所ニ於ケル各課、部、所、船又ハ貯金支局、簡易保險支局、郵便局、電信局、電話局ヲ謂ヒ支部局長ト稱スルハ當該局、課、部、所、船長ヲ謂フ

支部局長ハ其ノ支部局ニ於ケル組合ノ事務ヲ掌理ス

第一項ノ部局所管以外ノ局所ニ付テハ當該局所ニ於テ支部局ニ準ズル事務ヲ取扱ヒ大臣官房保健課ニ於テ部局ニ準ズル事務ヲ取扱フ

第二條 組合員タルベキ者ノ範圍ハ左ノ區別ニ依ル

甲種組合員

本省ノ傭人及左ノ業務ノ一ニ従事スル本省ノ雇員

電報調査又ハ外國電報、電話ノ料金調査

電信、電話ノ試験又ハ工事施行若ハ技術ノ監督

電信、電話用品ノ製作又ハ修理

逓信公報號外

- (四) 電氣技術又ハ發電原動力ノ技術ノ監督若ハ發電ノ調査
 - (五) 船舶試験又ハ船用品ノ検査
 - (六) 航空ニ關スル機械ノ検査又ハ航空ニ關スル電氣通信
 - (七) 巡視又ハ自備車ノ運轉
 - (八) 電話ノ交換、統計若ハ計算機械ノ操作又ハ印字機ニ依ル寫字
 - (九) 印刷工場ニ於ケル印刷又ハ製本
 - (十) 倉庫ニ於ケル物品ノ出納又ハ保管
 - (十一) 營繕工事ノ設計又ハ監督
 - (十二) 診療ノ介補又ハ看護
 - (十三) 貯金局、簡易保險局及逓信局ノ雇員及傭人
 - (十四) 郵便、電信及電話局ノ通信手、雇員及傭人
 - (十五) 電氣試驗所及燈臺局ノ雇員及傭人
- 乙種組合員
- 前項以外ノ職員ニシテ逓信共済組合規則以下規則第四條第三項ニ依リ加入ヲ承認セラレ又ハ組合員タル資格ヲ繼續スル意思ヲ表示シタル者
- 甲種特別組合員
- 左ノ業務ノ一ニ従事スル甲種組合員ニシテ當時五人以上ヲ使役スル作業場ニ勤務スル者
- 一 電信電話機械器具及其ノ材料ノ製作又ハ修理
 - 二 燈臺用品ノ製作又ハ修理
 - 三 印刷又ハ製本

- 四 被服器具類ノ裁縫又ハ洗濯
 - 五 行囊ノ修繕又ハ清淨
 - 六 水底線鐵裝作業又ハ船舶試驗用模型ノ製作
 - 七 發電、變電、蓄電又ハ配電
- 第三條 電信電話建設事務所、逓信局工務課又ハ逓信局、工務出張所ニ於テ其ノ所屬ノ電信電話ノ建設及保存ノ事ニ従事スル甲種組合員ガ二分ノ一以上ノ同意ヲ得シタルトキハ其ノ工事ニ従事スル甲種組合員ノ全部ヲ甲種特別組合員ト爲スコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ甲種特別組合員ガ其ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得シタルトキハ甲種特別組合員トナリタル者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得
- 第四條 部局長ハ普通三等郵便局所屬ノ組合員定員ニ付テハ左ノ各號ニ依ルベシ
- 一 逓信業務費支辨ノ者ニ在リテハ集配三等局ニ付テハ各局令連人員ヲ以テ組合員定員トシ、無集配三等局ニ付テハ其ノ区内無集配三等局事務費、電報配達費及前納通話費配達費ノ通常費令連人員ノ範圍内ニ於テ各局毎ニ指定スベシ但シ女子又ハ少年ヲ使役スル局ニ在リテハ成年男子二人ヲ以テ女子又ハ少年三人ニ換算スルコトヲ得
 - 二 簡易生命保險費支辨ノ者ニ在リテハ簡易保險局長ノ定ムル所ニ依リ前號ノ例ニ倣ヒ各局毎ニ指定スベシ
- 前項ニ依リ組合員定員ヲ指定シ又ハ改定シタルトキハ

四 退職年金ニ在リテハ第四十七條ノ支部局長及印章
要並戸籍抄本

五 殉職ニ在リテハ傷病、疾病ノ原因及經過ヲ詳記
シタル死亡診断書ハ特種家書ヲ以テ之ニ代フ

六 死亡金ニ在リテハ死亡診断書

七 遺族扶助金ニ在リテハ死亡診断書及年金證書
八 災害見舞金ニ在リテハ被害調査書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ規則第三十二條第一項ニ掲
グル者ナルトキハ組合員又ハ組合員タリシ者ノ死亡ノ
事實ヲ證明スル戸籍抄本又ハ死亡診断書並遺族ノ順位ヲ
證明スル戸籍抄本ヲ以テ之ニ代フ又規則第三十二條
第一項第三號又ハ第十號ニ該當スル者ナルトキハ其ノ
事實ヲ證明スル親族又ハ近隣者ノ證明書ヲ提出スコトヲ
要ス

規則第三十七條ニ該當スル者ニ在リテハ脱退後ニ於ケ
ル生活状態、職業及療養方法ヲ請求書ニ記載スベシ
(注意)

一 同時ニ二種以上ノ給付金ヲ請求スル場合ニ添付
スベキ醫師ノ診断書又ハ戸籍抄本ハ之ヲ一通ニ止
ムルコトヲ得

二 機能障礙ノ程度ヲ詳記シタル診断書作成ノ際ハ
其ノ簡潔又ハ程度ヲ明瞭ナラシムル爲左記ノ如ク
表示スベシ

(一) 視力減退ノ測定方
何氏ノ視力表ニ依リ測定シ其ノ何號ナルカヲ示
スコト

(二) 聽力減退ノ測定方
懐中時計ノ音響ニ依リ測定シ音響ヲ聴取シ得ル
距離ヲ極ニテ示スコト

(三) 瘧ノ表示方
内門齒、外門齒、大齒、第一小白齒、第二小白齒、
第一大臼齒、第二大臼齒、第三大臼齒ノ區分ニ依
リ指稱シ瘧ノ上顎、下顎ニ區別スルコト

(四) 指稱及指圖面ノ表示方
瘧ノ指稱及指圖面ノ表示方ヨリ計算スルコ
ト

三 機能障礙ノ診断書ハ全治後ニ原因、經過、治癒狀
態ヲ明記シタルモノヲ添付セシムルモノトス但シ
傷病又ハ疾病ノ模様ニ依リ初診診断書ノ必要アルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 支部局長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ
内容ヲ調査シ不備ノ點有無等ヲ確メタル上給付決定
ニ關スル意見及參考トナルベキ事項ヲ具シ之ヲ支部局長
ニ送付スベシ

第三十二條 支部局長支部長ヨリ通信次官ニ於テ審査決
定ヲ爲スベキ給付金請求書ヲ受ケタルトキハ調査ノ上
給付決定ニ關スル意見及給付ノ種類ニ應ジ左ノ事項ヲ
附記シ年金額、組合ハ當該組合ニ之ヲ通信次官ニ提出シ
第三十條第一項第二號及第四號ノ印章票ハ之ヲ保管ス
ベシ

一 發生ノ場所、年月日及事實ノ狀況

二 傷病、疾病又ハ死亡ノ原因、經過及治療ノ狀況

三 治癒ノ年月日及其ノ狀態

四 規則第二十七條ノ手續ヲ爲シタル年月日

五 規則第三十條該當ノ有無

六 規則第十條ニ依リ給付額算定ノ標準トナリタル
給料額(普通三等車)ニ在リ
七 組合加入年月日

八 第四十七條ノ支部局長

(注意)

第三十條(注意)一ニ依リ添付書類ヲ省略シタル場合
ニ於テ支部局長及通信次官各別ニ審査決定スルモノナ
ルトキハ支部局長ハ其ノ寫ヲ以テ處理シ原書ハ通信次
官ニ送付スルモノトス

第三節 給付ノ決定

第三十三條 通信次官前條ノ給付金請求書ヲ受ケタルト
キハ其ノ事實ヲ審査シ給付スベキモノト決定シタルト
キハ支部局長ニ其ノ給付金額ヲ通知シ年金ニ在リテハ年
金證書發行原簿ニ記載シタル上年金額書一紙並
式ヲ發行シ年金受給者ニ通知シ之ヲ支部局長ニ送
付スベシ

前項ノ場合ニ於テ給付スベカラザルモノト決定シタル
トキハ其ノ旨及事由ヲ請求書ニ附記シタル上支部局長
由之ヲ本人ニ返付スベシ

第三十四條 支部局長前條ニ依リ給付金額ノ通知ヲ受ケ
タルトキハ給付金決定通知書(附録第一)ヲ調製シ之ヲ受給
者ニ送付シ年金證書及年金受給者票ヲ受ケタルトキハ
年金受給者原簿ニ記載シタル上年金額書、年金
受給者票ハ之ヲ第四十七條ノ支部局長ニ送付スベシ

支部局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ年金證書ハ之ヲ
受給者ニ交付シ年金受給者票ニ印鑑ヲ押捺セシメ之ヲ
保管スベシ

支部局長前條第二項ノ場合ニ於テ第三十條ノ印章票アル
トキハ請求書ト共ニ之ヲ返付スベシ

第三十五條 支部局長ニ於テ審査決定ヲ爲スベキ給付金請
求書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ審査シ給付スベキモ
ノト決定シタルトキハ所定ノ標準ニ依リ給付金額ヲ算
定シタル上給付金決定通知書ヲ調製シ之ヲ受給者ニ送
付スベシ

前項ノ場合ニ於テ給付スベカラザルモノト決定シタル
トキハ第三十三條第二項ニ準ジ處理スベシ

第三十六條 支部局長規則第三十四條ニ依リ給付金ヲ受
領スル者ナキトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方
法ヲ具シ支部局長ニ申請スベシ

支部局長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シタル上
支部局長ニ其ノ處分方法ヲ通知スルト共ニ給付金決定
通知書ヲ送付スベシ
(注意)

支部局長給付金ヲ受領スル者ナキトキハ死亡者ノ爲
ニ適當ナル處分方法例之葬式費、醫藥費及墓費等
ノ支拂其ノ他組合員ノ死亡ニ付テ出費シタル者ニ付
其ノ出費額ヲ調査シテ申請書ニ詳細記載スルコトヲ
要ス

第四節 給付金ノ支拂

第三十七條 支部局長第三十四條第一項又ハ第三十五條第
一項ニ依リ給付金決定通知書ヲ調製シタルトキハ受給
者ヲ受取人ニ指定シ振替貯金抽出ノ手續ヲ爲スベシ但
シ必要ニ依リ支部局長ヲ受取人ニ指定シ給付金ヲ交付
セシムルコトヲ得

第三十八條 支部局長第三十六條第二項ノ場合ニ於テハ支
部局長ヲ受取人ニ指定シ前條ノ例ニ依リ處理スベシ

支部局長前條但書又ハ前項ニ依リ給付金ヲ受ケタルト
キハ本人ヨリ受領證ヲ徴シ之ヲ支部局長ニ送付スベシ

第三十九條 年金受給者年金額ノ支拂ヲ請求セントスルト
キハ請求書ニ年金證書及戸籍抄本ヲ添ヘ之ヲ通信次官
宛所属支部局長ニ差出スベシ

支部局長ニ於テ年金受給者タルコトヲ證明シ得ルトキ
ハ前項ノ戸籍抄本ヲ差出スコトヲ省略セシムルコトヲ
得此ノ場合ニ於テハ請求書ノ餘白ニ本人ニ相違ナキコ
トヲ附記シ之ニ捺印スベシ

支部局長第一項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ年
金受給者票ト對照シタル上年金額書ハ之ヲ受給者ニ返
付シ請求書及戸籍抄本ハ之ヲ支部局長ニ送付スベシ

第四十條 年金受給者規則第二十四條ニ依リ年金ノ前渡
ヲ受ケントスルトキハ前條ノ書類ヲ差出ス外請求書ニ
其ノ旨記載シ且詳細ナル事由書ヲ添付スベシ

支部局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ年金受給者票ニ
其ノ旨記入シタル上前條第三項ノ例ニ準ジ處理スベシ

第四十一條 支部局長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ年
金受給者原簿及第三十二條ニ依リ保管シタル印章票ト對
照シ相違ナシト認メタルトキハ受給者ヲ受取人ニ指定
シ振替貯金抽出ノ手續ヲ爲スベシ但シ年金ノ前渡ヲ爲
シタルトキハ年金證書記載書號、氏名、支拂年月日、金
額、期間及事由ヲ通信次官ニ報告スベシ

通信次官前項但書ノ報告ヲ受ケタルトキハ年金證書發
行原簿ニ其ノ旨登記スベシ

第四十二條 年金前渡ノ割引利率ハ年五分五厘ノ複利ト
シ別表ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

第四十三條 支部局長ニ於テ給付金ノ支拂ヲ停止スベキ
者アリト認メタルトキハ其ノ事實、給付ノ種目及金額、
受給者氏名並所属支部局長名其ノ他參考トナルベキ事項
ヲ支部局長ニ報告スベシ其ノ事實消滅シタルト認メタル
トキ亦同ジ

第四十四條 支部局長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ調
査シタル上左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 規則第二十五條及第二十八條第三項ニ該當スル場
合ニ在リテハ年金ノ支拂ヲ停止シ其ノ旨年金受給者
原簿ニ登記シタル上支部局長ニ通知スルト共ニ之ヲ
通信次官ニ報告スベシ

二 規則第三十一條ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ事
實ノ概要及意見ヲ具シ之ヲ通信次官ニ申請スベシ

第四十五條 通信次官前條第一號ノ報告ヲ受ケタルトキ
ハ年金證書發行原簿ニ其ノ旨登記シ又前條第二號ノ申
請ヲ受ケタルトキハ給付ヲ停止スベキモノナリヤ否又
給付ヲ停止中ノモノナルトキハ之ヲ解除スベキモノナ
リヤ否ヲ決定シタル上之ヲ支部局長ニ通知シ年金ニ在
リテハ其ノ旨年金證書發行原簿ニ登記スベシ

第四十六條 支部局長前條ニ依リ給付ヲ停止又ハ解除ノ通
知ヲ受ケタルトキハ第四十四條第一號ニ準ジ處理スベ
シ

支部局長第四十四條第一號又ハ前項ニ依リ通知ヲ受ケ
タルトキハ之ヲ受給者ニ通知シ年金ニ在リテハ其ノ旨
年金受給者票ニ記入スベシ

第五節 年金受給者ノ異動

第四十七條 年金受給者ハ其ノ住所ヲ郵便區トスル支部
局長ヨリ支部局長トスルニ至ルモ同ジ

年金受給者他ノ支部局長區内ニ轉ジタルトキハ支部局長
更ノ手續後ニアラザレバ年金支拂請求書ハ之ヲ受理セ
ズ

第四十八條 支部局長前條ノ事由ヲ消滅シタル者
アリト認メタルトキハ年金證書ヲ本人又ハ其ノ遺族ヨ
リ返還セシメ其ノ事由ヲ具シ年金受給者票ト共ニ之ヲ
支部局長ニ送付スベシ

支部局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ年金受給者原簿ニ
其ノ事由ヲ登記シタル上第三十二條ニ依リ自局ニ保管
シタル印章票ト共ニ之ヲ通信次官ニ送付スベシ

通信次官前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ年金證書發行原
簿ニ其ノ事由ヲ登記シ年金證書、年金受給者票及印章
票ハ之ヲ保存スベシ

第四十九條 支部局長規則第三十八條ニ依リ年金ノ一部
ヲ減額スベキ者アリト認メタルトキハ醫師ヲシテ受給
者ノ健康診斷ヲ爲シ且其ノ診斷書ヲ添付シ之ヲ支部局

長ニ報告スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ノ概要及
 意見ヲ附シテ之ヲ通信次官ニ申請スベシ
 通信次官前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ノ概要及
 意見ヲ附シテ之ヲ決定シタルトキハ第三十三條ニ準
 ジ處理シ、部長及支部長ハ第三十四條ニ準ジテ之ヲ
 處理スベシ但シ支部長ハ更正シタル年金證書ヲ受給
 者ニ交付スルトキハ舊年金證書ヲ引換ニシテ之ヲ返還
 第五十條 年金受給者第四十七條第一項ノ支局長ニ變更
 ヲ米シタルトキハ年金證書記號番號、支局長名及居住
 所ノ記載シタル支局長變更届ヲ通信次官官署所屬支
 局長ニ提出スベシ
 支局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ

部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ

部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ

二 組合員證ノ記載及番號
 三 該當スルニ至リタルトキハ其ノ事實及年月日
 四 該當セザルニ至リタルトキハ其ノ年月日
 第六十二條 甲種特別組合員證ヲ給付受ケタルトキハ
 前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ甲種特別組合員ハ組合
 員證ヲ其ノ醫師ニ提示スベシ但シ已ムヲ得ザル事由
 ルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止
 ミタル後直ニ組合員證ヲ其ノ醫師ニ提示スベシ
 第六十三條 組合ノ指定シタル醫師前條ニ依リ組合員證
 ヲ受ケタルトキハ該證ニ相當事項ヲ記入シ診療ヲ終リ
 ルトキハ之ヲ甲種特別組合員ニ返付シ組合員ヨリ送付シ
 タル計算書(附録第二ノ整理ノ上)支局長ニ返送ス
 ベシ
 第六十四條 甲種特別組合員規則第五十條ニ依リ醫師ヲ
 受ケタルトキハ組合ノ指定シタル醫師ニ之ヲ申
 出ズベシ
 前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ甲種特別組合員ハ組合員
 證ヲ醫師ニ提示スベシ
 第六十五條 組合ノ指定シタル醫師前條ニ依リ組合員
 證ヲ受ケタルトキハ第六十三條ニ準ジ處理スベシ
 第六十六條 支部長第六十三條及前條ニ依リ計算書ヲ
 受ケタルトキハ調査ノ上意見書ヲ附記シ之ヲ支局長ニ
 送付スベシ
 第六十七條 部長前項ノ計算書ヲ受ケタルトキハ調査
 ノ上支部長ヲ受取人ニ指定シ該計算書提出ノ手續ヲ
 爲スベシ
 支部長前項ノ送金ヲ受ケタルトキハ第三十八條第二
 項ニ準ジ處理スベシ
 第六十八條 甲種特別組合員醫師ヲ變更セントスルトキ
 ハ其ノ事由ヲ具シタル申請書ヲ支局長ニ提出シ其ノ承

部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ

部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ
 部長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査
 シ年金受給者ニ之ヲ部長ニ交付スベシ

逓信公報號外

原本ニ基キ審査會幹事之ヲ作成シ逓信共済組合審査會ノ印章ヲ捺捺シテ之ヲ請求者ニ交付シ其ノ原本ヲ逓信次官ニ送付スベシ

第七十九章 報告

第八十條 部長ハ毎月組合員現況報告書ヲ附録ニテ之ヲ逓信次官ニ提出スベシ

第八十一條 部長ハ毎年度組合員現況報告書ヲ附録ニテ之ヲ逓信次官ニ提出スベシ

第八章 計算

第八十三條 部長ハ毎年度其ノ取扱ニ係ル受揚金ニ對シテ收支計算書ヲ附録ニテ之ヲ逓信次官ニ提出スベシ

逓信公報號外

成積ヲ調査シ之ヲ組合員ニ開示セシムベシ

第九十章 帳簿及計算書類保存期間

第九十一條 本規程ニ於ケル帳簿及計算書類ノ保存期間左ノ如シ

Table with columns: 種類 (Category), 保存期間 (Retention Period), 備考 (Remarks). Lists various financial records and their retention periods.

逓信公報號外

責任準備金計算ニ關スル書類

第九十二條 前條ニ掲記セザル帳簿及計算書類ハ各其ノ性質ヲ考慮シ前條ニ準ジ相當期間之ヲ保存スベシ但シ一時ノ持替ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第九十三條 保存期間ハ所屬年度ノ翌年度ヨリ之ヲ起算ス但シ事故ニ係ルモノハ其ノ事故終了ノ翌年度ヨリ之ヲ起算ス

附則

本公建ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表 共済組合年金ノ前渡額算出乘率表

Large table with columns: 支拂月 (Payment Month), 前渡額 (Advance Amount), 算出乘率 (Calculation Multiplier). Contains numerical data for various months.

逓信公報號外

附錄第一號(乙)

所屬支店局名	官職名	男女別	氏名	年月日	資格取得年月日	資格喪失年月日	資格停止年月日	資格回復年月日
給付金額目	給付事由	給付期間	給付金額	決定年月日	備考			

共濟組合員票 (甲種特別組合員用)
(用紙寸法横四寸五分 縦七寸三分)

給料及掛金異動 (表面)

加入年月日	加入期間	加入事由	加入期間	加入事由	加入期間	加入事由
給料額	掛金額	給料額	掛金額	給料額	掛金額	給料額

共濟組合員票 (甲種特別組合員用)
(用紙寸法横四寸五分 縦七寸三分)

(裏面)

附錄第一號(甲)

共濟組合員票 (甲種組合員用)

(用紙寸法横四寸一分 縦五寸八分)

(表面)

所屬支店局名	官職名	氏名	探用年月日	加入年月日	脱退年月日	加入期間
種別	男女別	資格停止年月日	資格回復年月日	脱退事由	給料支辨費目	
給料及掛金異動						
年月日	給料額	掛金月額	年月日	給料額	掛金月額	

(裏面)

給付金額目	給付事由	給付期間	給付金額	決定年月日	備考
		自年月日至年月日		年月日	

記入心得

- 一 組合員種別男女別及探用年月日ハ附錄第二號(甲)記入心得ニ準ク以下各表同シ
- 二 備考ハ官職氏名、組合員種別、給料支辨費目、轉入轉出同等ノ組合員ノ異動年月日ヲ記入スモノトシ以下各表同シ
- 三 集積三等局所屬組合員ニ在リテハ「掛金月額」欄ニ指定掛金額ヲ記入スベシ
- 四 無集積三等局所屬組合員ニ在リテハ「給料額」欄ニ記入スルヲ要セズ「掛金月額」欄ニ指定掛金額ヲ記入スベシ

(裏 面)

請 賞 手 働			賞 金			
係	病	名	給 付 期 間	給 付 金 額	決 定 年 月 日	備 考
			自 年 年 月 月 日 日 日 日		年 年 月 月 日 日	

附錄第二號(甲) (所屬者)

(裏 面)

共濟組合員原票 (甲種組合員用) (乙種組合員用)

明和 年 年 月 月 日 日 採用

(附錄 表出)

附屬支部局名	官 職 名	性 別	氏 名	加 入 日 期		備 考	計及累計	掛																			
				年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年								
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										
																										

(裏面)

給付金額目	給付事由	給付期間	給付金額	支拂年月日	口座番號	備
		自 年 月 日		年 月 日	支第 號	

記入心得

一 組合員種別「乙種組合員」に限る。...

二 組合員種別「甲種組合員」に限る。...

三 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

四 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

五 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

六 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

七 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

八 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

九 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

十 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

十一 「給付事由」欄に「加入」の事由を記入する。...

附錄第二號(乙) 共濟組合員原票(甲種會員用) 昭和 年 月 日採用

(附屬) 姓名		官 職		男女別		氏 名		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店	所屬支店

附錄第五號

共濟組合員脱退報告

年 月 日 共 (何) 期 (部又ハ課) 量

種別	官職名	氏名	脱退月日	加入期間	脱退事由	脱退時ノ給料日額 (月額又ハ給額月額)	給料支辨費目	未徴収掛金額 (又ハ未徴収額)	備考

記入心得
一 未徴収ノ掛金ハ未、脱退收ニ關シテ記入レ得キ事ニ於テ所退月ヲ記入スベシ
二 死亡脱退ノ場合ハ退考額ニ死亡ノ原因トナリタル事項ヲ記入スベシ



附錄第六號(乙) (表紙裏使用)

昭和(何)年(何)月分共濟組合掛金徴収内票書
取扱者 (何) 局 職 代 何 誰 (印)
備考

種別	氏名	掛金ノ標準トナリタル給額月額	掛金 千分ノ五十六	掛金 千分ノ十三	備考

掛金ノ標準トナリタル給額月額

附錄第六號(甲) (表紙裏使用)

昭和(何)年(何)月分共濟組合掛金徴収内票書
取扱者 (何) 局 職 代 何 誰 (印)
備考

種別	氏名	掛金ノ標準トナリタル給額月額	掛金 月	備考

掛金ノ標準トナリタル給額月額

記入心得
一 掛金ノ標準トナリタル給額月額ノ在リテハ月額又ハ日給者ニ在リテハ日額ヲ記入スルモノトシテ信ト普通三等局所屬組合員ニ付テハ記入ノ要セズ
二 甲種組合員、乙種組合員、甲種特別組合員ニ區別シ更ニ給料ノ支辨費目等ニ區別別扱スルモノトス
三 本内票書一枚ノトキハ本票ノ末尾ニ合計額ノ事項ヲ附記シテ合計額ハ省略スルコトヲ得

附錄第七號 (乙)

共済組合掛金合計表 (何)局(都又ノ縣)

區別	掛金			合計		
	千分ノ五十六	千分ノ一十三	合計	千分ノ五十六	千分ノ一十三	合計
現業人						
技工人						
普通入						
計						
内 部						
本月分						
本年度						
何年度						
何年度						

記入心得
附錄第七號(甲)ノ記入心得ノ例ニ準テ

附錄第七號 (甲)

共済組合掛金合計表 (何)局(都又ノ縣)

區別	通信手	現業人	技工人	普通入	計
	掛金總額				
内 部					
本月分					
本年度					
何年度					
何年度					

記入心得
一 通信手、現業人、技工人又ハ普通入ノ別ニ別シテ、都ノアリテハ電報局ハ省ニ別シテ、
二 通算額ヲ相殺シタルトキハ、通算掛金ノ所屬月分欄上方ニ赤字ヲ相殺シタル月分欄ニハ、
三 乙種組合員ニ對シテハ、本號ニ準リて別ニ別シタルノトキ、
四 掛金収内圖書一枚ノトキハ、該内圖書ノ末尾ニ本號ヲ附記シテ本號ヲ省略スルコトヲ得

附錄第八號(乙)

(何)月共済組合掛金總合計表 (何)局

區別	金額	内			計
		千分ノ五十六	千分ノ一十三	合計	
現業人					
技工人					
普通入					
計					
内 部					
本月分					
本年度					
何年度					
何年度					

通信公報號外

附錄第八號(甲)

(何)月共済組合掛金總合計表 (何)局

區別	金額	内			計
		通信手	現業人	技工人	
通信手					
現業人					
技工人					
普通入					
計					
内 部					
本月分					
本年度					
何年度					
何年度					

通信公報號外

附錄第一〇號

計	出	入	出	入	出	入	出	入
金	金	金	金	金	金	金	金	金
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲
種	種	種	種	種	種	種	種	種

計	出	入	出	入	出	入	出	入
金	金	金	金	金	金	金	金	金
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲
種	種	種	種	種	種	種	種	種

上記ノ部局ニ於テ記入スルモノトス

備考 本表ノ附録第一號乃至第十四號以外ノ附録ニ付テハ、請求書ノ請求書使用スルモノトス

右ノ請求書也
昭和 年 月 日
現在所
職名
通信次官殿

加入	昭和 年 月 日	請求書出
職	昭和 年 月 日	添付書類
職	昭和 年 月 日	郵便局 備考

(何々) 請求書

附錄第九號

共済組合員公報報告

(何) 昭和 年 月 日

(何) 昭和 年 月 日

種	官	氏	部	部	部	現	備	備	備
別	職	名	名	名	名	状	損	損	損

記入心得
一 原因
二 原因
三 原因
四 原因

附錄第一一號

種	別	年	金	計	出	金	年	金	年	金
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年

上記ノ部局ニ於テ記入スルモノトス

右ノ請求書也
昭和 年 月 日
現在所
職名
通信次官殿

種	別	年	金	計	出	金	年	金	年	金
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年

一 金 年 月 及 納 分

(何々) 請求書

附錄第一二號

種	別	年	金	計	出	金	年	金	年	金
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年

上記ノ部局ニ於テ記入スルモノトス

右ノ請求書也
昭和 年 月 日
現在所
職名
通信次官殿

種	別	年	金	計	出	金	年	金	年	金
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年
年	金	年	金	年	金	年	金	年	金	年

一 金 年 月 及 納 分

(何々) 請求書

附録第一四號

物出書用紙番號	物出料金
物出書用紙番號	物出料金
給付日	給付日
給付金額	給付金額
給付金額	給付金額
給付金額	給付金額

上記ハ部局ニ於テ記入スルモノトス

給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日

附録第一三號

物出書用紙番號	物出料金
物出書用紙番號	物出料金
給付日	給付日
給付金額	給付金額
給付金額	給付金額
給付金額	給付金額

上記ハ部局ニ於テ記入スルモノトス

給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日
給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日	給付請求日

附録第一五號

共済組合員被害調査

所属局 職名
 氏名
 氏名
 氏名

種別	被害ノ程度	被災前ノ價格	被災後ノ價格	純損價格	摘要
一、住所トスル自己所有ノ家屋					
二、家屋以外ノ財産					

記入心得

- 一 被害主トハ組合員ガ其ノ家計ヲ立ツル者ヲ謂ヒ單獨ノ賠償、下位又ハ同居等ノ如キモノヲ含マザルモノトス
- 二 本調査ニハ組合員ノ住所ニ於ケル財産ノミヲ記入シ住所以外ニ於ケル財産ハ記入セザルモノトス
- 三 家屋カ自己ノ所有ニ關セザルトキハ家屋ノ被害ハ記入セザルモノトス
- 四 被害ノ程度係ニハ全壊、全壊ノ半壊、半壊ノ外ニ納屋等アルトキハ各別ニ記入スルモノトス
- 五 種類別ニハ家屋ニ在リテハ母屋、納屋等ニ、家屋以外ノ財産ニ在リテハ拾衣、洋服、軍帽、勝手道具、電燈等ニ適宜區別シテ記入スルモノトス
- 六 被災前ノ價格係ニハ被災前ノ時價ヲ正確ニ記入スルモノトス
- 七 被災後ノ價格係ニハ被災物件ノ残存價格ヲ記入スルモノトス
- 八 純損價格係ニハ被災前ノ價格ヨリ被災後ノ價格ヲ控除シタル純損價格ヲ記入スルモノトス

逓信公報第六

附録第一六號

共済組合給付金決定通知書

所属局
 官職名
 氏名

金額	金額	金額
金額	金額	金額
金額	金額	金額
金額	金額	金額
金額	金額	金額
金額	金額	金額
金額	金額	金額

記入心得

- 一 組合員死亡ノ場合ハ所属職名氏名欄ニハ給付ヲ受ケル者ノ住所氏名ヲ記載シ本文中(何キノ事由)ニハ(何)何局何職何死亡ニ依リト記入スベシ
- 二 組合員退任ノ際遺族又ハ未拂込ノ掛金アルトキ若ハ未拂済ノ貸付金アルトキハ給付金ニ加ヘ還付シ又ハ之ヨリ控除シタル上其ノ旨及金額ヲ適當欄ニ附記スベシ

附錄第一七號

共済組合年金受給者印鑑票

(用紙寸法 縦六寸 横一寸)

印	年金證書 記號番號	公(退)第 號
氏名		

附錄第一八號

公(退)第

公傷(退職)年金證書

元所退局 官職名 氏

年 年 年
月 月 月
日 日 日
生 退 名

公傷(退職)年金
逓信共済組合規則ニ依リ前記年金ヲ終身支給ス
年 月 日

逓信次官

名

(裏面)

本證書ノ年金額ハ月割ニ依リ三月、六月、九月及十二月ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ給付ヲ停止シ又ハ給付ノ事
由消滅シタルトキハ當該月分迄ヲ期月ニ拘ラズ支給ス
一 毎期年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ支給期月ノ前月二十日迄ニ請求書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ年金ノ支給ヲ受ケル郵便局
ニ提出スベシ但シ郵便局長ニ於テ本人ニ相違テキコトヲ確認シタル場合ニ限り戸籍抄本ノ添付ヲ省略セシムルコトア
ルベシ
一 本人死亡シタルトキハ遺族ヨリ直ニ本證書ヲ年金ノ支給ヲ受ケタル郵便局ニ返付スベシ
一 本人退職ノ月ヨリ年以内ニ死亡シタルトキハ遺族ニ扶助金ヲ支給スベキニ付請求書ニ年金證書、戸籍抄本(配偶者ガ
トキハ戸)及死亡診断書ヲ添ヘ正當順位者ヨリ請求スベシ
一 年金ノ受ケルノ権利ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供シタルトキハ其ノ給付ヲ停止シ又ハ之ヲ爲サザルコトアルベシ
一 年金ヲ受ケル者死傷又ハ無期若ハ二年ヲ超ニル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ給付ヲ爲サズ但シ既ニ拂込
タル掛金ニ相當スル額ヨリ既ニ支給シタル年金額ヲ控除シタル後額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 年金ヲ受ケル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケ
ルコトナキニ至リタル月迄其ノ同年年金ヲ停止ス但シ刑ノ執行期間ノ官渡ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 退職年金ヲ受ケル者再ビ逓信部内ノ職員トナリタルトキハ其ノ期間年金ノ支給ヲ停止ス但シ臨時者又ハ兼務者等ニ該
當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ
一 公傷年金ヲ受ケル者ニシテ傷病又ハ疾病ノ程度軽減シタルトキハ本證書ノ年金額ノ全部又ハ一部ノ給付ヲ爲サザルコ
トアルベシ
一 本證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ年金ノ支給ヲ受ケタル郵便局ニ届出ワベシ以下亦同旨
一 本證書遺失汚損ノ不判明トナリタルトキハ本證書ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出ワベシ
一 本人改氏名シタルトキハ本證書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出ワベシ
一 本人轉籍シタルトキハ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出ワベシ
一 本人住所ヲ變更シタルトキ又ハ住所ノ變更ニヨリ年金ノ支給ヲ受ケタル郵便局ニ其動ヲ生ジタルトキハ其郵便局長ニ其
ノ旨ヲ届出ワベシ
一 本證書ハ必要ニ應ジ何時ニテモ之ヲ呈示ヲ爲サシムルコトアルベシ

附錄第一九號

共済組合年金受給者票

氏名	本籍	現住所	前所屬局名	前所屬職名	前職名	生年月日	退年月日	年金額	組員別	摘要

注意 郵便局長本票ノ添付ヲ受ケタルトキハ必ず直ニ印鑑票ニ使用ノ印章ヲ印紙額ニ鮮明ニ押捺セシムベシ改印ノトキ亦同旨

附錄第二〇號

共済組合年金證書發行原簿

發行年月日	發行番	行號	部局名	所屬支局名	本籍	現住所	前所屬局名及前職名	氏名	生年月日	退年月日	年金額	組員別	摘要

記入心得
年金種別ニ要ヒ口座ヲ別ニ設ケ且各其ノ證書番號頭ニ登記スベシ

附錄第二一號

共済組合年金受給者原簿

年金證書年月日	證書番號	所屬支局名	本籍	現住所	前所屬局名及前職名	氏名	生年月日	退年月日	年金額	摘要

記入心得
附錄第二〇號記入心得參照

175

(第一面)

附錄第二二號

逓信共済組合甲種特別組員證

何 某

男(女) 何年何月何日生

何年何月何日資格取得

何 逓信局工務課

通 信 技 工

何年何月何日交付

逓信共済組合 印

自	住	所	氏	名

署

(第四面)

注 意 事 項

- 一 此の證は共済組合の甲種特別組員(健康保險の被保險者に該当する)者であるといふ證であるから大切に持つてゐなければなりません。
- 二 療養を受けるときは此の證を組合の指定醫師に渡さなければなりません。醫師は療養を終る迄此の證を預つてゐます。萬一其の間他の疾病や負傷の爲に他の指定醫師からも療養を受けなければならぬ時は此の證を渡してある醫師から療養證明書を書いて貰ひ他の醫師に差出して療養を受けなさい。同一の疾病や負傷に付いて差送つてゐた醫師を取替へる場合には組合の承諾が要ります。
- 三 療養は同一の疾病や負傷に付いて受療開始日から百八十日を過ぎたならばその證は療養を受けられませんが、しかし職務上の疾病や負傷の場合は日數に制限はありません。
- 四 甲種特別組員の資格がなくなつたときは五日以内に(引續き療養を受けてゐるときは其の療養を受けなくなつてから)此の證を組合へ返さなければなりません。
- 五 甲種特別組員の資格がなくなつた者は此の證を持つて居ても療養を受けられませんが、職を言つて療養を受けた者は許狀として十年以下の恩役の成分を受けます。
- 六 此の證の記載欄がなくなつたり此の證が毀損したときは直に組合に差出して代りの證を受けなければなりません。又此の證が亡失したときは直に其のことを組合に届けねばなりません。
- 七 此の證の裏面に書いてある事項が變つたならば直に組合に差出して訂正して貰ひなさい。
- 八 此の證の裏面に書いてある欄には自分の住所と氏名とを自分で書きなさい。尚此の欄に書いた住所や氏名が變つたならば直に訂正しなさい。

176

附錄第二四號

計 算 書

月	日	種	別	數	單	價	合	價	給	要

有ノ通9

昭和 年 月 日

逓信公報號外

逓信公報號外

療養ノ給付記載簿(其ノ一)(其ノ二)(第二面及第三面)

療	病	名	開	始	日	終	了	日	療	由	備	考	証	印

附錄第二三號 甲種特別組員證交付簿

交	付	年	月	日	記	録	番	號	受	取	年	月	日	所	交	付	組	長	名	氏	名	生	年	月	日	交	付	年	月	日	行	換	要

逓信次官殿

月分共済組合員現況報告

(何) 局 長

區	別	前月末現在	為				加		本月末現在	費停停止
			入	轉	入	出	資格繼續	退		
甲	特定三等局以上									
	普通三等局									
	手傭員									
	現業員									
	技師									
	普通									
	計									
	組合員									
	乙	總計								
	再	甲種特別組合員								
	現業員									
	技師									
	普通									
	計									

記入心得
 女子ハ未嘗再婚スルコト
 人員ハ未嘗再婚スルコト
 三 人員以前ノ異動者ヲ本月末現在ニ於テ要請停止申ノコト
 四 「要請停止別表」ニ於テ要請停止申ノコト
 一 轉入(同一局内ニ於テ)ハ概シテ未及ニ移付スルコト
 二 概シテ未及ニ移付スルコト
 三 別處異動ニ加シテ異動シ未及ニ移付スルコト
 四 概シテ未及ニ移付スルコト

附錄第二六號(甲)

逓信次官殿

昭和 年 度 分 共 済 組 合 員 現 況 報 告 (備 考 欄)

(何) 局 長

區	別	本設 年退 人員 中員	退 出 者										一 人 平 均	
			一 年 未 滿	二 年 未 滿	三 年 未 滿	四 年 未 滿	五 年 未 滿	六 年 未 滿	七 年 未 滿	八 年 未 滿	九 年 未 滿	十 年 未 滿		
甲	手傭員													
	現業員													
	技師													
	普通													
	計													
	組合員													
	乙	總計												
	再	甲種特別組合員												
		現業員												
		技師												
	普通													
	計													

昭和 年度分共済組合自脱退状況報告(事由別ノ部) (同) 局 奏

Table showing membership status by year (1914-1933) and reason for departure (e.g., death, resignation, transfer). Includes columns for age group, sex, and specific reasons.

附録第二八號

Table for the 28th supplement, detailing financial data for the year ending March 31, 1928, including income and expenses.

附録第二九號

Table for the 29th supplement, detailing financial data for the year ending March 31, 1929, including income and expenses.

附録第二七號

Table for the 27th supplement, detailing membership statistics by age group and sex for the year ending March 31, 1928.

記入心得: 青通三事局所属組合員ノ分ハ... (Note regarding the recording of membership data and statistical methods.)

附録第三一號

共済組合収支金總括簿

年月日	摘要	收入	支出	残

通信公報號外

附録第三〇號(甲)

昭和 年度分

共済組合未収入金及未支出金調書(未収入金ノ部)

通信次官殿

(何) 局

種目別	區別	特定三等局以上	普通三等局	計
		円	円	
組合員掛金				
利子				
(何々)				
計				

通信公報號外

附録第三〇號(乙)

昭和 年度分

共済組合未収入金及未支出金調書(未支出金ノ部)

通信次官殿

(何) 局

種目別	區別	特定三等局以上	普通三等局	計
		円	円	
公傷一時金				
公傷年金				
(何々)				
計				

附録第三四號

共済組合金繰出納簿

年月日	摘要	受	拂	残

逓信公報號外

備考

- 一 受ノ欄ハ取立書類ニ依リ其ノ金額ヲ登記スベシ
- 二 拂ノ欄ハ支出金内訳簿ノ日計ニ依リ其ノ金額ヲ登記スベシ
- 三 毎月最終ノ記帳ヲ了シタルトキハ受拂ノ欄ニ單線ヲ横書シ其ノ下段ニ月中ニ登記シタル金額ノ合計ヲ掲記シ次月以降ニ在リテハ又其ノ下段ニ單線ヲ横書シ其月ニ至ル迄ノ毎月分ノ累計ヲ掲記スベシ
- 四 月ノ半ニ於テ次頁ニ繰越サメトスルトキハ該頁ノ終リニ相當ノ餘白ヲ存シ登記ヲ止メ受及拂ノ欄ニ單線ヲ横書シ其ノ下段ニ其ノ月分ニシテ其ノ日迄ニ登記シタル金額ノ合計ヲ掲記シ之ヲ(何)月分追次繰高ト爲シ更ニ其ノ下段ニ單線ヲ横書シ全頁ノ追次繰高ヲ掲記シ次頁ニ繰越スベシ
- 五 追次繰高及消減繰高ハ一頁毎ニ記スベシ
- 六 一箇年度ノ記入終レバ月計ノ次ニ單線ヲ横書シ本年度ノ總計ヲ掲記シ其ノ下ニ二線ヲ横書スベシ
- 七 郵局長交替シタルトキハ最終記帳ノ下ニ單線ヲ横書シ其ノ月分ノ小計ヲ付シ次ニ前任者ノ取扱ニ係ル金額ノ總計ヲ掲記シ其ノ下段ニ二線ヲ横書シ次ニ年月日ヲ記載シ前任郵局長及後任郵局長署名捺印スベシ

附録第三二號

共済組合收入金明細簿

總括 (組合員掛金(何々))

年月日	摘要	金額	累計

逓信公報號外

附録第三三號

共済組合支出金明細簿

總括 (公傷一時金(何々))

年月日	摘要	金額	累計

附録第三五款

共済組合収入金内訳簿

年	月	日	摘要	収入金内訳											計			
				支拂	貸付	組合員掛金	利息	子	雜収入	貯蓄	所入金	租受	貸入金	外金				

附録第三六款

共済組合支出金内訳簿

年月日	摘要	所屬	官職名	氏名	支出金内訳																			計
					公債給付	債券給付	政府給付	美特給付	臨時給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付	遺族給付		

記入心得

一 支出金額ハ應得書類ニ依リ一口毎ニ其ノ金額ヲ記載スベシ

二 遺失持合文ハ損害賠償金抽出額ノ戻入及給付金ニ依リ未清掛金ヲ控除セル殘金ノ請索請求書ハ應得書類ニ依リ其ノ金額ヲ未嘗スベシ

三 毎日記録ヲ了リシトキハ持合文ノ金額ノ欄長考記録ノ下ニ并録ヲ履書シ其ノ下段ニ日計ヲ地記スベシ

四 月計累計及次頁ノ繰越等ノ記載方ハ附録第三十四號式第三條乃至第六條ニ準ジテ行ハスベシ

通信公報號外

四〇

東京新聞社